

お寄せいただいた意見や要望について

意見・要望の内容	<p>①畑でゴミを燃やしている人が近所にて、洗濯物を外に干すことができない。</p> <p>②岩宿セブンイレブンから岩宿遺跡へ向かう途中の笠懸5区公民館近くカーブ付近、左側は前方からの車が見えづらく、右側からはスピードを出した車が来るので非常に危険である。</p>
市からの回答	<p>【回答①】</p> <p>廃棄物の野外焼却、いわゆる『野焼き』は、一部の例外を除いて禁止されており、野焼きを行うと法律で罰せられることがあります。地面へ穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却や構造基準を満たしていない焼却炉による焼却行為は、野焼きと同じです。</p> <p>一部例外として、農業や林業等を営むうえでの焼却（焼き畑、畦草や下枝の焼却等）は認められていますが、煙や匂いが発生しますので、近所への配慮が必要です。</p> <p>市では、野焼きが行われている現場を確認して、ごみ等を燃やしているようであれば、指導していますので、野焼きを発見した時点で、すぐに通報してください。</p> <p>なお、早朝、深夜、閉庁日など、市役所の閉庁時間帯や火災の危険がある場合などは、ためらわず、直接119番通報してください。</p> <p>【回答②】</p> <p>市道の交通安全対策や整備について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご指摘いただきました市道は確かにカーブをしており、見通しが悪いことは承知しております。そのため、カーブミラーを設置し、横断歩道を2箇所設置するなど、交通安全施設の設置に努めてまいりました。</p> <p>道路の線形を変更することは現段階では難しいことから、引き続き、地元行政区と協力しながら交通安全対策を講じたいと考えております。</p>